令和８年（フ）第６７号
山口県岩国市山手町二丁目５番３―204号
債務者　志村　英雄
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第１２４号
青森県八戸市青葉一丁目13番１号　マンリーＭ２階Ｅ号室
債務者　龍崎　惠二
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第１２７号
青森県八戸市大字石手洗字京塚４番地７　市営住宅Ｂ10―３―５
債務者　三浦　瑛里
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第３１号
富山県黒部市石田1767番地２　ＫＡＭ　ＫＡＭ　102号、旧住所新潟県糸魚川市大字市振1167番地１
債務者　建部　　航
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
富山地方裁判所魚津支部

令和８年（フ）第１１８号
富山県小矢部市八和町10番32号　石動住宅Ａ棟26号室、前住所富山県小矢部市茄子島196番地５
債務者　小林　奈央子
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第９８号
長野県千曲市大字中472番地
債務者　熊田　和子
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第５０１号
静岡県藤枝市平島66番地の１　ヴァインＡ101号
債務者　飯島　直也
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５０２号
静岡県藤枝市平島66番地の１　ヴァインＡ101号
債務者　飯島　瑠菜（旧姓石川）
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９３号
三重県四日市市楠町本郷1288番地１　シティハイツ本郷草Ⅱ―１Ｅ
債務者　平井　美樹
1　決定年月日時　令和８年９月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２４１号
三重県桑名市多度町小山台１丁目17番地15　フォレストヴィラⅡ　201号室、住民票上の住所三重県亀山市川合町246番地７
債務者　川井　翔平
1　決定年月日時　令和８年９月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第４４号
滋賀県長浜市曽根町562番地
債務者　ルイス　アンドウ　ダニロ（ＬＵＩＺ　ＡＮＤＯ　ＤＡＮＩＬＯ）
1　決定年月日時　令和８年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第５９号
滋賀県長浜市小野寺町339番地４
債務者　川西　達也
1　決定年月日時　令和８年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第６２７号
神戸市長田区蓮宮通４丁目４番地７（住民票上の住所）神戸市長田区蓮宮通４丁目５番地の14
債務者　高嶋　裕一
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８０６号
神戸市灘区岩屋中町４丁目１番３号　ＷＩＮＧ神戸403号
債務者　西山　雄蔵
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８３４号
神戸市兵庫区西出町28番地　ひろみ荘１階５号
債務者　上長　正美
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８７４号
神戸市垂水区多聞台３丁目10番１―303号、従前の住所神戸市垂水区多聞台２丁目11番12―404号
債務者　玉理　　慎
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８７５号
神戸市垂水区多聞台３丁目10番１―303号、従前の住所神戸市垂水区多聞台２丁目11番12―404号
債務者　玉理亜梨沙
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部